

## 令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、町民の安全・安心で良好な生活環境を確保するため、老朽化した危険な空き家を除却する者に対し、令和6年度予算の範囲内において、六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、六戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年六戸町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する一戸建ての住宅又は床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅（長屋及び共同住宅を除く。）で、概ね年間を通して使用実績がない等長期間にわたって居住その他の使用がなされていない状態にあるものをいう。ただし、附属する門及び塀を除くものとする。
- (2) 標準除却費 国土交通大臣が当該年度に定める住宅局所管事業に係る標準建設費等の不良住宅等除却費をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、老朽化し、周囲に影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を行う工事をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 補助金の交付決定前に、工事請負契約を締結し、又は工事に着手したもの
- (2) 他の制度等による補助金等の交付を受けて行うもの
- (3) 空き家の一部を除却するもの
- (4) 現に居住している住宅と同一敷地内にある空き家を除却するもの
- (5) 事業の完了予定が令和7年2月14日以後のもの
- (6) その他補助事業として適当でないと町長が認めるもの

(補助対象物件)

第4条 補助事業の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 別表第1から第3の評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100点以上であるもの
- (2) そのまま放置すれば周囲に影響を及ぼすおそれのあるもの

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、営利を目的とする法人を除く。

- (1) 補助対象物件の所有者
  - (2) 補助対象物件の所有者が死亡していた場合は、その相続人
  - (3) 前2号に規定する者から補助対象物件の除却についての同意を得た者
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者となることができない。
- (1) 令和5年度から補助金交付申請時までにおいて納付すべき個人住民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「個人住民税等」という。）について滞納している場合
  - (2) 所有者が複数ある補助対象物件の除却について、全ての所有者の同意を得ていない場合
  - (3) 相続人が複数ある補助対象物件の除却について、全ての相続人の同意を得ていない場合
  - (4) 所有権以外の権利が設定されている補助対象物件の除却について、全ての権利者の同意を得ていない場合
  - (5) 本人又は同一の世帯に属する者が、過去に六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金の交付を受けた実績を有する場合
  - (6) 本人又は同一の世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）である場合又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- 3 補助対象者が相続人である場合は、補助事業完了後、すみやかに当該宅地の所有権移転登記をしなければならない。

（補助事業に係る工事施工業者）

第6条 補助事業に係る工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業、若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者により施工されるものでなければならない。

- 2 この場合において、当該者は、第三者に対し工事の全部の施工を委託、又は請け負わせてはならない。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象物件の除却工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象経費若しくは標準除却費に10分の8を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額又は800,000円のいずれか少ない額以内とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（事前協議）

第9条 補助金の交付申請をしようとする者は、除却しようとする空き家が補助対象物件に該当するか否かについて、事前に町と協議を行わなければならない。

(交付申請)

第10条 規則第3条の補助金等交付申請書は、令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事見積書の写し(内訳明細の記載があるものに限る。)
- (2) 位置図及び写真
- (3) 補助対象物件の登記事項証明書又は床面積がわかる書類
- (4) 補助対象物件の所有者若しくは相続人であることを証する書類
- (5) 申請者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等の写しで住所及び氏名がわかるもの。法人その他の団体からの申請の場合を除く。)
- (6) 登記事項証明書、認可地縁団体証明書等の写しで、所在地、名称及び代表者名がわかるもの(個人からの申請の場合を除く。)
- (7) 申請者の個人住民税等の納税証明書
- (8) 所有者が複数の場合は、他の所有者の同意書(様式第2号)
- (9) 相続人が複数の場合は、他の相続人の同意書(様式第2号)
- (10) 所有者又は相続人以外の者による申請の場合は、所有者又は相続人の同意書(様式第2号)
- (11) 補助対象物件に所有権以外の権利の設定がある場合においては、当該権利者の同意書(様式第2号)
- (12) 第8号から第11号までに規定する同意書を添付する場合は、当該同意をした者の印鑑証明書

3 第1項の申請書は、令和6年12月27日までに提出しなければならない。

4 交付申請は、令和6年度の予算の範囲内において先着順で受け付けるものとする。

5 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

(交付の条件)

第11条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規則第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助対象経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額を増額することはできない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る法令等を遵守すること。

(交付決定)

第12条 規則第6条の補助金等交付決定通知書は、令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)とし、補助金を交付しないことに決定した場合は、令和6年度六戸町老朽空き家除却事業費補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として町長が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(状況報告)

第14条 補助対象者は、町長から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、すみやかに令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業遂行状況報告書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 規則第11条の補助事業等実績報告書は、令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書(様式第8号)とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 工事状況写真(施工前、施工中及び施工後の状況が確認できるもの)

3 町長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の報告書の提出期限は、令和7年2月13日とする。

5 町長は、第1項の報告書について、必要があると認めるときは、施工業者等に対し報告書の内容について確認し、又は現地調査等を行うことができる。

(補助金の額の確定通知)

第16条 規則第12条の補助金等交付金額確定通知書は、令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金交付額確定通知書(様式第9号)とする。

(補助金の請求等)

第17条 補助金の請求は、令和6年度六戸町老朽危険空き家除却事業費補助金請求書(様式第10号)を町長に提出して行うものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、請求書が提出された日から起算して30日以内に口座振替により交付する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。

別表第1（第4条関係）

老朽度判定基準（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	①基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五センチメートル未満のもの	20	
		③外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
		④床	主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
		⑤天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10	
	⑥開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10		
2	構造の腐朽又は破損の程度	①床	ア 根太落ちがあるもの	10	100
			イ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
		②基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		③外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		④屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
3	防火上又は避難上の構造の程度	①外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20	
		②防火壁、界壁等	ア 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	10	
			イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	20	
		③屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
		④廊下、階段等	ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	10	
イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	20				
4	電気設備	①主要な居室の電灯	主要な居室に電灯がないもの	20	30

		②共用部分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	1 0	
5	給水設備	①水栓の位置	水栓又は井戸が戸内でないもの	1 0	3 0
		②給水源	ア 井戸水を直接利用するもの	1 5	
			イ 雨水等を直接利用するもの	3 0	
		③水栓の使用方 法	ア 水栓を共用するもの	1 0	
イ 水栓を十戸以上で共用するもの	2 0				
6	排水設備	①汚水	ア 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	1 0	3 0
			イ 汚水の排水設備がないもの	2 0	
		②雨水	雨樋がないもの	1 0	
7	台所	①台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0
		②台所の設備	ア 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	1 0	
			イ 台所内に水栓がなく流しに排水設備がないもの	2 0	
		③台所の使用方 法	ア 台所を共用するもの	1 0	
イ 台所を十戸以上で共用するもの	2 0				
8	便所	①便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0
		②便所の位置	便所が戸内でないもの	1 0	
		③便槽の形式	ア 便槽が改良便槽であるもの	5	
			イ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	1 0	
		④便所の使用方 法	ア 便所を共用するもの	1 0	
イ 便所を十戸以上で共用するもの	2 0				
備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					

別表第2（第4条関係）

老朽度判定基準（鉄筋コンクリート造の住宅）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	3 0	6 0
		②柱及び耐力壁の配置	柱及び耐力壁の全体の配置が構造耐力上適当でないもの	1 5	
		③柱及び耐力壁の断面積	ア 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四以上〇・六未満のもの	2 0	
			イ 一階の柱及び耐力壁の断面積から算出される強度指標Cが〇・四未満のもの	4 0	
		④外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	2 5	
		⑤増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	3 0	
		⑥床	ア 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	1 0	
			イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	2 0	
⑦天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	1 0			
⑧開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	1 0			
2	構造の劣化又	①床 ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 0	8 0	

	は破損の程度		イ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	1 5	
			ウ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	2 5	
		②基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 5	
			イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	2 0	
			ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	4 0	
			エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	8 0	
		③壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 0	
			イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	1 5	
			ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	2 5	
		④外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	1 5	
			イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	2 5	
		⑤屋根	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	1 0	
			イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	1 5	
			ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	2 5	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	①外壁、開口部等	
イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	3 0				
②防火区画、界壁等	ア 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの			1 5	
	イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの		3 0		
③廊下、階段等	ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの		1 5		
	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの		3 0		
4	電気設備	①主要な居室の電灯	主要な居室に電灯がないもの	2 0	3 0
		②共用部分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	1 0	
5	給水設備	①水栓の位置	水栓又は井戸が戸内にないもの	1 0	3 0
			②給水源	ア 井戸水を直接利用するもの	
		イ 雨水等を直接利用するもの		3 0	
		③水栓の使用方法	ア 水栓を共用するもの	1 0	
イ 水栓を十戸以上で共用するもの	2 0				
6	排水設備	①汚水	ア 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	1 0	3 0
			イ 汚水の排水設備がないもの	2 0	

		②雨水	雨樋がないもの	1 0	
7	台所	①台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0
		②台所の設備	ア 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	1 0	
			イ 台所内に水栓がなく流しに排水設備がないもの	2 0	
		③台所の使用方法	ア 台所を共用するもの	1 0	
イ 台所を十戸以上で共用するもの	2 0				
8	便所	①便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0
		②便所の位置	便所が戸内にないもの	1 0	
		③便槽の形式	ア 便槽が改良便槽であるもの	5	
			イ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	1 0	
		④便所の使用方法	ア 便所を共用するもの	1 0	
			イ 便所を十戸以上で共用するもの	2 0	

備考

一 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に必ず各評点のうち最も高い評点とする。

二 この表において、強度指標 C は、次の数値を表すものとする。

$$C = ( (0.3 \cdot Aw1 + 0.2 \cdot Aw2 + 0.1 \cdot Aw3 + 0.07 \cdot Ac) / (1200 \cdot \Sigma Af) ) \cdot (Fc / 20)$$

Aw1＝一階の耐力壁の断面積の総和（両側柱付）（単位 平方ミリメートル）

Aw2＝一階の耐力壁の断面積の総和（片側柱付）（単位 平方ミリメートル）

Aw3＝一階の耐力壁の断面積の総和（柱なし（壁式等の場合））（単位 平方ミリメートル）

Ac＝一階の独立柱の断面積の総和（単位 平方ミリメートル）

$\Sigma Af$ ＝二階以上の床面積の総和（単位 平方メートル）

Fc＝コンクリート圧縮強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）

別表第3（第4条関係）

老朽度判定基準（コンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅）

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
1 構造一般の程度	①基礎	ア 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造であるもの	1 0	6 0
		イ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	1 5	
		ウ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	3 0	
	②耐力壁の配置	ア 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもの又は耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	1 5	
		イ 耐力壁の配置が構造耐力上適当でないもので耐力壁に囲まれた床の面積が六十平方メートルを超える室があるもの	3 0	
	③耐力壁の構造	ア 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	1 0	
		イ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨若しくは鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むもの又は耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するものうち、二つの要件を満たすもの	2 0	
		ウ 耐力壁の各階の壁頂に臥梁がないもの、鉄筋、鉄骨又は鉄筋コンクリートによる補強がなく芋目地を含むものかつ耐力壁の厚さ及び長さが著しく不足するもの	4 0	
	④外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	2 5	
	⑤増築が行われた外壁又は屋根	増築が行われた外壁（屋外側に増築が行われたものに限る。）又は屋根が適当な構造でないもの	3 0	



		⑥床	ア 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	1 0	
			イ 最下階の主要な居室の床の構造が木造である場合における床の高さが四十五センチメートル未満で最下階の床以外の床が適当な構造でないもの	2 0	
		⑦天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	1 0	
		⑧開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	1 0	
2	構造の劣化又は破損の程度	①床（ただし、床組が木造の場合にあっては、別表一の測定基準及び評点を適用するものとする。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 0	8 0
			イ たわみ又は変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	1 5	
			ウ たわみ又は変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	2 5	
		②基礎、柱、はり又は耐力壁	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 5	
			イ 変形又は不同沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	2 0	
			ウ 変形又は不同沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	4 0	
			エ 変形又は不同沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	8 0	
		③壁（耐力壁を除く。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	1 0	
			イ 変形があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	1 5	
			ウ 変形が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	2 5	
		④外壁	ア 外壁の仕上材料に浮きがあり剥落の恐れのあるもの	1 5	
			イ 外壁の仕上材料が剥落し危害を生ずるおそれのあるもの	2 5	
		⑤開口部	ア 開口部上部のまぐさに構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は漏水があるもの	1 0	
			イ 開口部上部のまぐさにさび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	1 5	
		⑥屋根（ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表一の測定基準及び評点を適用するものとする。）	ア 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	1 0	
			イ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	1 5	
			ウ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	2 5	
3	防火上又は避難上の構造の程度	①外壁、開口部等	ア 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	1 5	6 0
			イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	3 0	
		②防火区画、界壁等	ア 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの	1 5	
			イ 防火上必要な防火区画、各戸の界壁、小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの	3 0	

		③廊下、階段等	ア 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの	1 5	
			イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	3 0	
4	電気設備	①主要な居室の電灯	主要な居室に電灯がないもの	2 0	3 0
		②共用部分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	1 0	
5	給水設備	①水栓の位置	水栓又は井戸が戸内でないもの	1 0	3 0
		②給水源	ア 井戸水を直接利用するもの	1 5	
			イ 雨水等を直接利用するもの	3 0	
		③水栓の使用方法	ア 水栓を共用するもの	1 0	
			イ 水栓を十戸以上で共用するもの	2 0	
6	排水設備	①汚水	ア 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	1 0	3 0
			イ 汚水の排水設備がないもの	2 0	
		②雨水	雨樋がないもの	1 0	
7	台所	①台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0
		②台所の設備	ア 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	1 0	
			イ 台所内に水栓がなく流しに排水設備がないもの	2 0	
		③台所の使用方法	ア 台所を共用するもの	1 0	
			イ 台所を十戸以上で共用するもの	2 0	
8	便所	①便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	3 0	3 0
		②便所の位置	便所が戸内でないもの	1 0	
		③便槽の形式	ア 便槽が改良便槽であるもの	5	
			イ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	1 0	
		④便所の使用方法	ア 便所を共用するもの	1 0	
			イ 便所を十戸以上で共用するもの	2 0	
備考 一の評価項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					